

令和 2 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,803千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 3 年 2 月 24 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 13,892	千円 Δ13,380	千円 512
1 繰越金		13,890	Δ13,380	510
	1 繰越金	13,890	Δ13,380	510
(農業改良資金業務勘定)		4,514	Δ3,423	1,091
1 繰入金		4,511	Δ4,340	171
	1 一般会計繰入金	4,511	Δ4,340	171
3 諸収入		2	917	919
	1 雑入	2	917	919
歳入	合計	82,999	Δ16,803	66,196

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(農業改良資金貸付勘定)		千円 13,892	千円 △13,380	千円 512
1 農林水産業費		13,892	△13,380	512
	1 農 業 費	13,892	△13,380	512
(農業改良資金業務勘定)		4,514	△3,423	1,091
1 農林水産業費		4,514	△3,423	1,091
	1 農 業 費	4,514	△3,423	1,091
歳 出 合 計		82,999	△16,803	66,196

令和 2 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,748千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 3 年 2 月 24 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 20,000	千円 △15,000	千円 5,000
1 繰越金		19,300	△15,000	4,300
	1 繰越金	19,300	△15,000	4,300
歳入合計		20,748	△15,000	5,748

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 20,000	千円 △15,000	千円 5,000
1 農林水産業費		20,000	△15,000	5,000
	1 林業費	20,000	△15,000	5,000
歳出合計		20,748	△15,000	5,748

令和 2 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令 和 3 年 2 月 24 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 253,505	千円 8,191	千円 261,696
	1 国庫負担金	41,620	△19,851	21,769
	2 国庫補助金	211,885	28,042	239,927
2 財産収入		132,689	△15,887	116,802
	2 財産売却収入	132,668	△15,887	116,781
4 繰越金		8	96	104
	1 繰越金	8	96	104
6 県債		8,100	7,600	15,700
	1 県債	8,100	7,600	15,700
歳入合計		526,433	0	526,433

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 526,433	千円 0	千円 526,433
	1 林業費	358,779	26	358,805
	2 公債費	167,654	△26	167,628
歳出合計		526,433	0	526,433

第2表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 農林水産業費			千円 239,927		千円 266,185
	1 林 業 費		239,927		266,185
	造 林 費		239,927	補正前に同じ。	266,185
合		計	239,927	計	266,185

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林造林事業費	千円 8,100	普通貸借 (借入先) (株)日本政策 金融公庫 (借入時期) 令和2年度。 ただし、工 事その他の 都合により、 その全部又 は一部を翌 年度に繰延 べ借入れす ることがで きる。	(株)日 本政 策金 融公 庫法 第12 条第 2項 及び 林業 経営 基盤 の強 化等 の促 進の ため の資 金の 融通 等に 関す る暫 定措 置法 第5 条第 2項 によ り(株) 日本 政策 金融 公庫 の定 める ところ による。	借入時期か ら40年以内 (うち据置 期間25年以 内)におい て元利均等 又は元金均 等などの償 還の方法に よる。ただ し、本県財 政の都合に より、繰上 償還をなし、 又は償還年 限を短縮し、 若しくは借 換えをする ことができる。	千円 15,700	補正前に 同じ。	補正 前に 同じ。	補正前に同 じ。
計	8,100				15,700			

令和 2 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66,454千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,128千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 3 年 2 月 24 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 184,300	千円 △65,000	千円 119,300
1 繰入金		211	△111	100
	1 業務勘定繰入金	211	△111	100
2 繰越金		143,089	△49,588	93,501
	1 繰越金	143,089	△49,588	93,501
3 諸収入		41,000	△15,301	25,699
	1 貸付金元利収入	41,000	△15,301	25,699
(業務勘定)		3,282	△1,454	1,828
1 繰入金		3,069	△1,343	1,726
	1 一般会計繰入金	3,069	△1,343	1,726
3 諸収入		212	△111	101
	1 県預金利子	211	△111	100
歳入合計		187,582	△66,454	121,128

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 184,300	千円 Δ65,000	千円 119,300
1 農林水産業費		184,300	Δ65,000	119,300
	1 水産業費	184,300	Δ65,000	119,300
(業務勘定)		3,282	Δ1,454	1,828
1 農林水産業費		3,282	Δ1,454	1,828
	1 水産業費	3,282	Δ1,454	1,828
歳 出 合 計		187,582	Δ66,454	121,128

令和 2 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162,696千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 392,908千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 3 年 2 月 24 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 10,446	千円 △4,724	千円 5,722
	1 繰越金	10,446	△4,724	5,722
3 諸収入		214,598	167,420	382,018
	1 貸付金元利収入	214,598	167,420	382,018
歳入合計		230,212	162,696	392,908

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		千円 230,212	千円 162,696	千円 392,908
	1 商工業費	21,713	△4,724	16,989
	2 公債費	208,499	167,420	375,919
歳出合計		230,212	162,696	392,908

令和 2 年度長崎県用地特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度長崎県用地特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,646,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令 和 3 年 2 月 24 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 債		千円 395,900	千円 Δ11,000	千円 384,900
	1 県 債	395,900	Δ11,000	384,900
歳 入 合 計		1,657,900	Δ11,000	1,646,900

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用 地 費		千円 1,657,900	千円 Δ11,000	千円 1,646,900
	1 用 地 費	1,657,900	Δ11,000	1,646,900
歳 出 合 計		1,657,900	Δ11,000	1,646,900

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 用地費			千円 200,000
	1 用地費		200,000
		公共用地購入費	200,000
合	計		200,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得費	千円 395,900	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体 金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和2年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内 (ただし、見直し方で借り入れする資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後利率)	借入時期から30年以内 (うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 384,900	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	395,900				384,900			

令和 2 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,787千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245,526千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 3 年 2 月 24 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		千円 241,739	千円 Δ28,350	千円 213,389
	1 雑入	241,739	Δ28,350	213,389
2 繰越金		0	32,137	32,137
	1 繰越金	0	32,137	32,137
歳入合計		241,739	3,787	245,526

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 庁用管理費		千円 241,739	千円 3,787	千円 245,526
	1 庁用管理費	86,747	6,911	93,658
	2 文書管理費	154,992	Δ3,124	151,868
歳出合計		241,739	3,787	245,526

令和 2 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,257,056千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

令 和 3 年 2 月 24 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 741,621	千円 △34,224	千円 707,397
	1 使用料	741,621	△34,224	707,397
2 財産収入		152,237	△27,276	124,961
	2 財産売却収入	143,776	△27,276	116,500
3 繰入金		431,166	64,000	495,166
	1 一般会計繰入金	431,166	64,000	495,166
5 諸収入		91,931	△15,500	76,431
	1 雑入	91,931	△15,500	76,431
歳入合計		2,270,056	△13,000	2,257,056

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		千円 2,270,056	千円 △13,000	千円 2,257,056
	1 港湾費	746,862	△13,000	733,862
	2 公債費	1,523,194	0	1,523,194
歳出合計		2,270,056	△13,000	2,257,056

第2表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 土 木 費			千円 58,000		千円 67,600
	1 港 湾 費		58,000		67,600
		港湾施設整備費	58,000	補正前に同じ。	67,600
合		計	58,000	計	67,600

令和 2 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116,567千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,348,810千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 3 年 2 月 24 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 80,000	千円 10,910	千円 90,910
	1 財産運用収入	80,000	10,910	90,910
2 繰入金		4,643,377	△127,477	4,515,900
	1 一般会計繰入金	4,563,377	△138,376	4,425,001
	2 基金繰入金	80,000	10,899	90,899
歳入合計		45,465,377	△116,567	45,348,810

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 45,465,377	千円 △116,567	千円 45,348,810
	1 公債費	45,465,377	△116,567	45,348,810
歳出合計		45,465,377	△116,567	45,348,810

令和 2 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ248,393千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,490,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 3 年 2 月 24 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 45,640,635	千円 △731,296	千円 44,909,339
	1 国庫負担金	30,159,824	△403,272	29,756,552
	2 国庫補助金	15,480,811	△328,024	15,152,787
3 財産収入		2,346	△1,867	479
	1 財産運用収入	2,346	△1,867	479
4 繰入金		9,599,816	△168,112	9,431,704
	1 一般会計繰入金	9,539,816	△168,112	9,371,704
5 繰越金		2,800,000	481,740	3,281,740
	1 繰越金	2,800,000	481,740	3,281,740
6 諸収入		54,969,058	171,142	55,140,200
	1 雑入	54,969,058	171,142	55,140,200
歳入合計		156,738,641	△248,393	156,490,248

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 生活福祉費		千円 156,738,641	千円 Δ248,393	千円 156,490,248
	1 社会福祉費	156,738,641	Δ248,393	156,490,248
歳 出 合 計		156,738,641	Δ248,393	156,490,248